

仙台市合理的配慮の提供支援に係る補助金 QA

本補助金については、障害の有無にかかわらず共に暮らしやすいまちづくりを推進するため、障害のある方が参加できるイベントなど社会参加の機会拡大に資すること、障害理解の促進につながるということという観点から、助成対象の可否等について以下のとおり整理しております。

Q1 「合理的配慮」とは？

- A1** 障害のある方から、何らかの配慮を必要とする意思が示された場合、負担が重すぎない範囲で、日常生活や社会生活を送るうえでのバリアを取り除くための必要な配慮のことです。

Q2 手話通訳・要約筆記者の申し込み先や、費用は？

- A2** 手話通訳・要約筆記者の派遣については、開催内容が決まり次第、「みやぎ通訳派遣センター（一社宮城県聴覚障害者福祉会）」へご相談ください。

料金は、時間単価@3,000 円～及び待機時間@1,500 円～、必要人数は2名・4名・6名など、開催行事の規模や、内容・専門性、派遣時間によって異なります。

みやぎ通訳派遣センター（一社宮城県聴覚障害者福祉会）

TEL/FAX 022-393-5504 miyagi.haken4023@gmail.com

<https://www.miyacho-fukushi.jp/> 宮城県聴覚障害者福祉会トップページ



Q3 対象となるイベント等の種類は？

- A3** イベント等の種類は、手話通訳・要約筆記者を配置する行事であれば、飲食、物販、医療等の種類は問いません。

ただし、以下については本補助金の対象とはなりません。

- ①国、県、市その他各種団体等が実施する補助事業（以下、「補助事業」という。）の対象イベント等

※手話通訳・要約筆記者の配置費用が補助事業の補助対象経費となりうる場合は、補助事業での自己負担が生じている場合などであっても本補助金の対象となりません。

- ②政治、宗教活動に係る経費や、公序良俗に反する等、社会通念上、市が助成することが好ましくない内容

Q4 特定のお客様向けの場合には対象となる？

A4 本補助金は、障害がある方を含む不特定多数の市民の利用が見込まれる場合を対象としています。特定の方に同行させる目的など、特定の方に専属するような意思疎通支援を目的とした手話通訳者・要約筆記者の派遣を依頼することに係る経費は助成対象となりません。

Q5 障害のある社員向けの研修は対象となる？

A5 本補助金は、障害がある方を含む不特定多数の市民の利用が見込まれる場合を対象としています。御質問の雇用している特定の社員の方向けの研修に係る経費は、助成対象となりません。

ただし、採用に向けた求職者向けの会社説明会や、新たに障害者雇用を開始するための職場体験会等は助成の対象となる可能性がございますので、ご相談ください。

【参考】企業・団体向けの障害理解啓発事業メニュー（費用は無料です）

- ①障害理解サポーター養成研修(障害のある当事者が出向き、講義を行います。)
- ②事業者アドバイザー派遣制度(障害のある当事者が出向き、合理的配慮についての個別相談に応じます。)

Q6 市外で実施するイベント等は対象となる？

A6 本補助金については、実地の場合には、市内で開催されるイベント等を助成対象とします。

Q7 映像制作やテレビ中継などは対象となる？

A7 配信や放送を通して、障害がある方を含む不特定多数の市民の利用が見込まれる場合には、助成対象となります(定例での配信・放送は除く)。

Q8 「遠隔手話サービス」等の利用は対象となる？

A8 障害がある方を含む不特定多数の市民の利用が見込まれる場合には、助成対象となります(常設の場合は除く)。

Q9 障害福祉事業所による利用者向けイベントや、聴覚関係団体による会員向けイベントは対象となる？

A9 本補助金は、補助事業(Q3 参照)は助成対象外となるため、各イベントの状況を伺い助成対象の有無を判断いたしますので、仙台市障害企画課企画係へご相談ください。

Q10 補助金は何回でも申請できる？

A10 本補助金の事業年度につき上限額5万円(補助率3/4)に達するまで、複数回申請することができます。

問い合わせ先

仙台市健康福祉局障害企画課

仙台市青葉区国分町 3-7-1 市役所本庁舎 6 階

電話:022-214-8163 FAX:022-223-3573

Eメール: fuk005330@city.sendai.jp